明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（予約販売等に係る軽減対象課税資産の譲渡等に係る税率に関する経過措置）

第二十六条　事業者が、三十五年施行日以後に行う課税資産の譲渡等のうち三十五年消費税法第二条第一項第九号の二に規定する軽減対象課税資産の譲渡等に該当するものについては、消費税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十七号）附則第五条第一項本文又は第三項本文の規定は、適用しない。

（消費税法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第二十七条　消費税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十七号）の一部を次のように改正する。

附則第六条の見出し及び同条第一項中「長期割賦販売等」を「リース譲渡」に改める。

附則第十一条中「第五項本文、第六条第一項」を「第五項本文」に改め、「第十四条第一項の規定」の下に「若しくは第十六条の二第一項の規定」を加える。

附則第十二条中「第十六条の二」を「第十六条の三」に改める。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

酒税法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十六号

酒税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）の施行に伴い、並びに酒税法第十九条第一項及び第二十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（酒税法施行令の一部改正）

第一条　酒税法施行令（昭和三十七年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「戸籍抄本」の下に「その他の財務省令で定める書類」を加える。

（酒税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第二条　酒税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百十号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号イ中「加える改正規定」の下に「並びに附則第二条の二の規定（所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下「改正法」という。）附則第三十五条第三項及び第五項（同条第三項に係る部分に限る。）の規定を準用する部分を除く。）」を加え、同条第四号中「改正規定」の下に「及び附則第二条の二の規定（改正法附則第三十五条第三項及び第五項（同条第三項に係る部分に限る。）の規定を準用する部分に限る。）」を加える。

附則第二条第四項中「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下「改正法」という。）」を「改正法」に改め、「改正前の酒税法」の下に（次条において「旧酒税法」という。）」を加える。

附則第二条の次に次の一条を加える。

（蔵置場の設置の許可に関する経過措置）

第二条の二　改正法附則第三十五条第一項の規定は旧酒税法の規定により発泡酒の蔵置場の設置の許可を受けていた者について、同条第二項の規定は旧酒税法の規定により甘味果実酒又はスピリッツの蔵置場の設置の許可を受けていた者について、同条第三項の規定は旧酒税法の規定によりその他の醸造酒、スピリッツ、リキュール又は雑酒の蔵置場の設置の許可を受けていた者について、同条第五項の規定はこの条において準用する改正法附則第三十五条第一項から第三項までの場合において旧酒税法の規定による蔵置場の設置の許可に期限又は条件が付されていたときについて、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「製造免許又は販売業免許（以下この条において「製造免許等」という。）」とあるのは「蔵置場の設置の許可」と、「製造免許等を」とあるのは「蔵置場の設置の許可を」と、同条第二項、第三項及び第五項中「製造免許等」とあるのは「蔵置場の設置の許可」と読み替えるものとする。

附　則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

たばこ税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十七号

たばこ税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）の施行に伴い、並びに同法附則及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

たばこ税法施行令（昭和六十年政令第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第八条前段」を「第八条第一項前段」に、「いう。）を」を「いう。）及び同条第二項前段の規定により製造たばこみなされる加熱式たばこの喫煙用具（以下この項において「加熱式たばこの喫煙用具」という。）を」に、「第八条後段」を「第八条第一項後段の規定を、加熱式たばこの喫煙用具については同条第二項後段」に改める。

第二条の次に次の一条を加える。

（製造たばこみなされる加熱式たばこの喫煙用具の製造者の範囲）

第二条の二　法第八条第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　製造たばこ製造者（法第六条第四項に規定する製造たばこ製造者をいう。第三号において同じ。）

二　特定販売業者（法第十一条第二項に規定する特定販売業者をいう。次号において同じ。）

三　加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物が充塡されたものを製造たばこ製造者又は特定販売業者から委託を受けて製造した者

四　前三号に掲げる者に準ずる者として財務省令で定める者

第三条第一項中「を本数」を「を紙巻たばこの本数」に、「第一種の製造たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「に関し」の下に「第一項の」を、「重量」の下に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第十条第三項第一号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合の計算は、製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。